

令和5年度白鷹町新規就農者育成支援事業

白鷹町内の新規就農者の育成と早期定着を図り、白鷹町農業の活性化と農業振興につなげていくことを目的としています。

★支援内容

○定住支援事業

- ・ **家賃**の半額（上限36万円/年）を補助（最大3年間）
- ・ **一戸建て住宅**の購入費の半額（最大80万円）を補助

○農業用物件等導入支援事業

- ・ **農業用機械・車両（軽トラックに限る）及び施設等**の導入費の半額（最大50万円）を補助

★対象者

白鷹町に居住開始から5年経過後も引き続き町内に居住し、農業経営計画を有している新規就農者



●ご連絡及びお問い合わせ
白鷹町農林課 農業振興係
白鷹町大字荒砥甲833番地
電話 0238-85-6107（直通）

FAX 0238-85-2509



運転免許習得費 など

研修費用を**助成**します。

白鷹町農業再生協議会では、
担い手農業者の研修等に対し
その費用の一部を支援します。

対象者

- (1) 認定新規就農者
- (2) 認定農業者(従業員等含む)
- (3) 実質化された人・農地プランの中心経営体
- (4) 上記1～3に準ずる新規就農者等

補助率

研修等費用の**2分の1**以内

※ドローン免許習得で白鷹町防除協議会の構成員でない

場合の補助額は**3分の1**以内

(消費税抜。千円未満の端数切り捨て)

補助対象 補助金額

(1) 資格習得費用支援(運転免許)補助金額

大型特殊免許習得 (上限)**38,000円**

けん引免許習得 (上限)**62,000円**

大型特殊・けん引同時習得 (上限)**85,000円**

フォークリフト免許習得 (上限)**13,000円**

ドローン免許習得 (上限)**137,000円**

【参考】

※本事業により免許を取得する場合の
教習料金は、概ね下記のとおりです。

○大特	84,000円(税込)
○けん引	138,000円(税込)
○大特・けん引	217,000円(税込)
○フォークリフト	29,370円(税込)
○ドローン	302,500円(税込)

(2) 専門講習の受講費用支援

経理・税務・技術等の専門的な講習会などの受講費用

※交通費等は除く

(3) 全国大会への参加費用支援

全国規模の大会または研修会等に町あるいは地域を代表して
参加する場合の参加経費

※交通費等は除く



●ご連絡及びお問い合わせ

白鷹町農業再生協議会

白鷹町大字荒砥甲 833 番地 白鷹町農林課 内
電話 0238-85-6107(直通) FAX 0238-85-2509

しらたか若者移住定住支援交付金について

対象世帯

■ 下記の条件すべてを満たす世帯

- ① 転入時において、夫または妻のどちらかが45歳未満である夫婦世帯、または45歳未満の方と中学生以下のお子さんがある世帯。
- ② 令和5年3月1日から令和6年2月29日までの期間に転入した方。ただし、町から転出後1年に満たない間に再転入した方は対象となりません。
- ③ 会社等の転勤による異動でない世帯。
- ④ 進学による異動でない世帯。
- ⑤ 5年以上定住の意思のある世帯。



支援の内容

基本額	子育て世帯加算金 (中学生以下のこどもがいる世帯) ※出産予定を含む	
	1~2人	3人目以降
10万円	10万円	1人増すごとに5万円ずつ加算

例1 45歳未満の夫婦と中学生以下のこどもが2人いる世帯が転入した場合

基本額 10万円 + 子育て加算金 10万円 = 20万円

例2 45歳未満の夫婦と中学生以下のこどもが4人いる世帯が転入した場合

基本額 10万円 + 子育て加算金(1~2人) 10万円 +
子育て加算金(3人目) 5万円 + 子育て加算金(4人目) 5万円 = 30万円

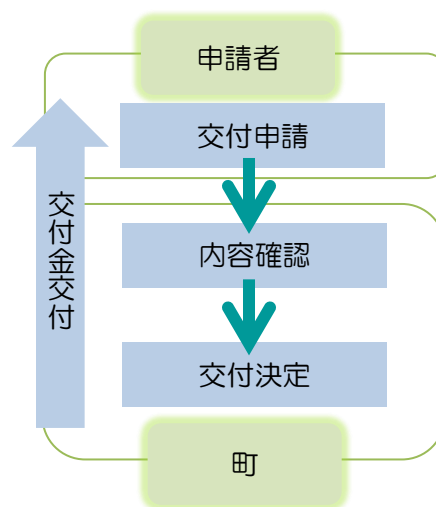
申請書類

- 交付金申請書
- 住民票謄本
- 戸籍の附票の写し(前住所地の住定年月日がわかるもの)
- 出産予定の者は、母子手帳の写し

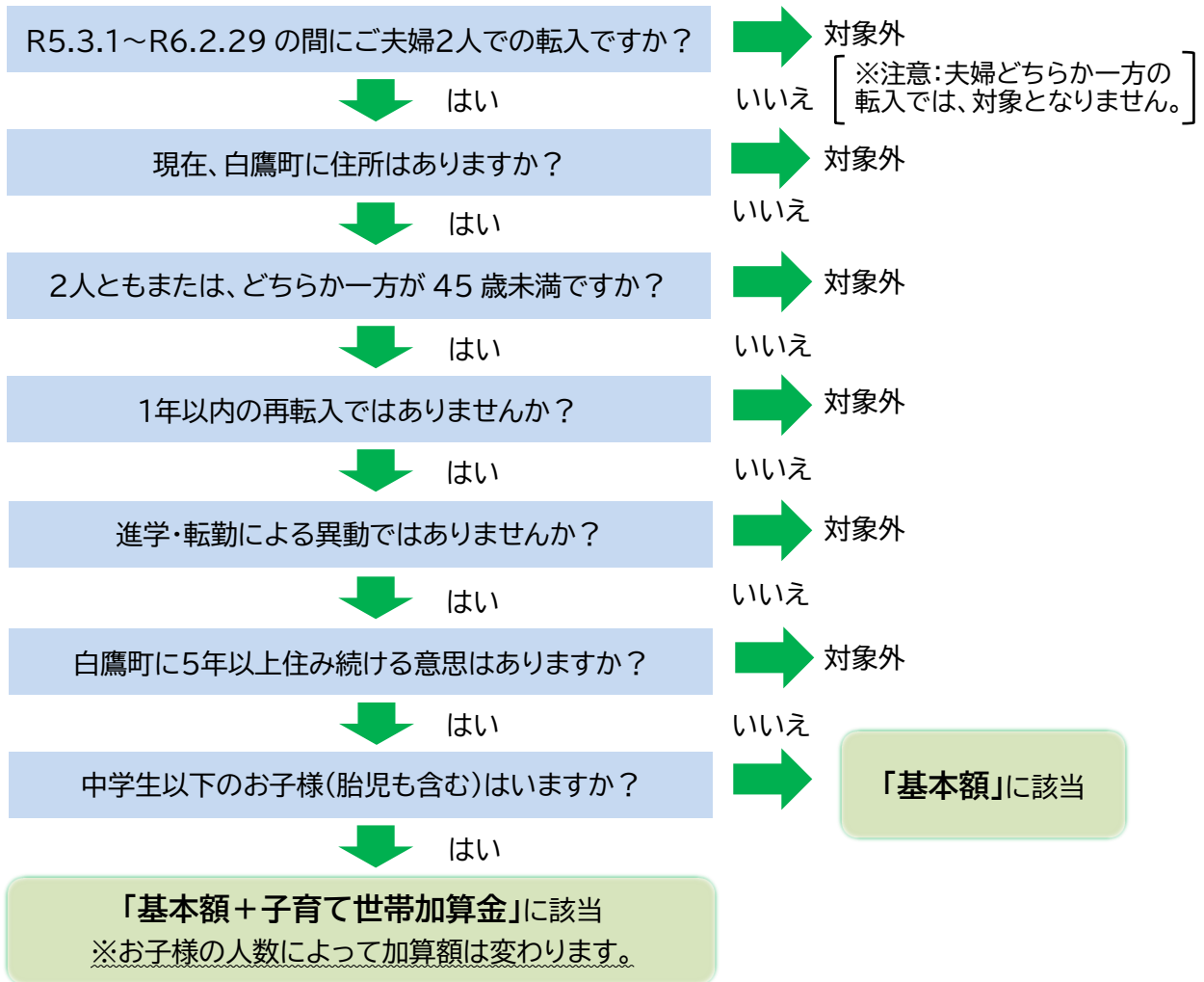
【注意事項】

- 対象世帯⑤関係…申請日から3年未満に本町を転出した場合は交付した金額の全部を、3年以上5年以内に転出した場合は交付した金額の半額を返還いただきます。
ただし、災害や病気等のやむを得ない事情があると認めた場合はこの限りではありません。

申請・交付の流れ



■ 夫婦2人で転入の場合



■ 45歳未満の方と中学生以下の子どもの転入の場合

